

別添 1

令和8年度太子町集団健診業務委託仕様書

1 件名

- 令和8年度太子町集団健診業務委託
- ・太子町国民健康保険特定健康診査
 - ・太子町国民健康保険若年者健康診査
 - ・基本健康診査
 - ・追加項目健診
 - ・肝炎ウイルス検査
 - ・肺がん・結核検診・大腸がん検診・胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診

2 目的

内臓脂肪症候群に着目しその要因となっている生活習慣を改善するため、特定健康診査等で危険因子を早期発見し、必要な方に保健指導を実施することによって対象者自らが生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行い糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日〔水〕まで

4 実施場所及び実施日

実施場所：太子町役場で定めた場所

実施日：【夏季】令和8年8月26日〔水〕～8月28日〔金〕

令和8年8月30日〔日〕～9月1日〔火〕

【冬季】令和9年2月13日〔土〕

No.	月日	曜日	がん検診の内容						
			肺がん	大腸がん	胃がん	乳がん	子宮がん	肝炎	
1	8月26日	水	○	○	○				○
2	8月27日	木	○	○	○				○
3	8月28日	金	○	○	○				○
4	8月30日	日	○	○	○	○	○		○
5	8月31日	月	○	○	○	○			○
6	9月1日	火	○	○	○				○
7	2月13日	土	○	○	○				○

5 対象者

- ・太子町国民健康保険特定健康診査の受診対象者
- ・太子町国民健康保険若年者健康診査の受診対象者
- ・太子町在住の基本健康診査の対象者
- ・太子町在住の大坂府後期高齢者医療広域連合の被保険者
(後期高齢者健康診査は、保険者が実施)
- ・太子町在住の社会保険等特定健康診査の受診対象者
(特定健康診査は、保険者が実施)

6 業務内容

- ・「高齢者医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律 80 号)」の規定に基づき、特定健康診査を実施する。

業務委託の内容は、厚生労働省令第 157 号(令和 5 年 12 月 26 日に一部改正 厚生省令第 161 号)「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準【以下実施基準という】」の第 1 条に基づき、またその内容等の詳細は、通知「令和 6 年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取り扱いについて(令和 5 年 11 月 16 日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知及び保険局長通知)に従って、太子町が指定する日時及び場所に受託者が向き、特定健康診査を集団方式で行うものとし、以下の関連業務を含めるものとする。(別紙 1、2)

- ・C型肝炎等緊急総合対策の一環として肝がん予防を目的とした肝炎ウイルス検査を実施する。
- ・太子町民の健康増進のため、特定健康診査・基本健康診査：若年者健康診査及び健康診査の検査項目に加えて町独自で検査を追加して追加項目健診を実施する。
- ・がん対策基本法(平成 18 年法律第 98 号)に基づくがん検診のうち、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診を実施する。
- ・すべての様式(受診票等)を事前に一式、サンプルとして提出すること。

7 事前準備

- ・健診結果通知までに関するスケジュールおよび通知内容について打ち合わせを行い、確認すること。
- ・健診予約者の個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法等関係法令に基づき手続きをすること。
- ・健診予約者別受診票の作成及び発行事務
 - ①健診予約者の基本情報データおよび予約内容が標記された受付票の作成をすること。
 - ②健診予約者別受診票及び付属説明文の送付準備をすること。
 - ③がん検診における検査容器の準備及び送付準備をすること。

- ④上記①～③を送付するための封筒への封入および糊づけをして納品すること。
・健診当日までに健診場所や設備の確認をすること。

8 受付業務

- ・健診当日の受付、健診内容・注意事項の説明、受診者の誘導
 - ①受診者の待合での持参書類の確認及び受付までの誘導を行うこと。
 - ②国民健康保険特定健康診査・若年者健康診査に対する受付
 - ※太子町が発行する特定健康診査受診券等を提示した者を対象とし、有効期限等券面の内容を十分に確認すること。また提示された受診券は、窓口で回収し保管する。
 - ③基本健康診査受診者に対する受付
 - ※住所、生年月日等口頭により、本人であることを確認する。
 - ④後期高齢者健康診査及び社会保険被保険者の特定健康診査受診者に対する受付
 - ※各保険者が実施する特定健康診査とセットで追加項目健診、肝炎ウイルス検査、がん検査を実施するにあたり、各医療保険者より発行された受診券の確認を行い、自己負担額が発生するものについては、自己負担額を受診者から徴収し、領収書を発行する。また、提示された受診券は、窓口で回収し保管する。

9 健診業務

- ・特定健康診査等に関する業務
 - ①検査器具、問診票等の準備
 - ②健診当日の受付、健診内容・注意事項の説明、受診者の誘導、会場設営・撤去。
 - ※太子町が発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、有効期限等券面の内容を十分に確認すること。
 - ③特定健康診査等の実施
 - ア 健診項目については、別紙1のとおりとする。
 - イ 健診項目のうち、詳細な検査項目（貧血検査、心電図検査、眼底検査）の実施。
 - ※一部医療保険者にて、腎機能検査。
条件は、実施基準第1条第1項第10号及び同省告示第4号の一部改正（平成29年厚生労働省告示第265号関係）に定める基準に該当者について、医者が個別に判断し実施する。
なお、実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、大阪府国民健康保険団体連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述すること。
 - ウ 生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施しなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合は委託費用の支払いはない）。

④特定健康診査等終了後の業務

終了後 18 日以内に太子町の指定する様式で健康診査受診結果通知表、医師連絡票、受診者一覧表、特定保健指導対象者一覧、要医療対象者一覧、がん検診精密検査依頼表、精密検査対象者結果一覧、受診結果の電子データを作成し、太子町に提出すること。なお電子データについては、太子町健康管理システムへの取り込みができるよう調整すること。

・ 基本健康診査に関する業務

①対象者

太子町に在住する生活保護受給者等に実施〔健康保険に加入しておらず特定健診が受診できないため〕

②健診項目については、別紙 1 のとおりとする。

希望者及び、医師の指示により心電図、眼底検査、貧血検査、腎機能検査を実施する。

③基本健康診査終了後の業務

特定健康診査終了後の業務と同じ

・ 追加項目健診に関する業務

①対象者

当該年度 40 歳以上の受診者全員に実施する。

②健診項目については、別紙 1 のとおりとする。

③追加項目健診終了後の業務

特定健康診査終了後の業務と同じ

・ 肝炎ウイルス検査

①対象者

ア. 40 歳となる者

イ. 41 歳以上の者であって、過去に受診したことのない者

ウ. 健診項目については、別紙 1 のとおりとする

H B s 抗原検査・H C V 抗体検査

H B s 抗原検査・H C V 抗原検査+核酸増幅検査

②問診

ア. 問診は現在の病状、既往歴、過去の検診の受診状況を聴取する。

イ. 肝炎ウイルス検査について説明し、要精密検査の場合は必ず受診・治療を行うように受診を勧奨する。

ウ. 人に感染する病気であることを説明する。

・各種がん検診

※仕様書については別紙3のとおり

10 結果、集計、報告

- ①特定健康診査等終了後、できるだけ18日以内に太子町の指定する様式で、特定健康診査等受診結果通知表、医師連絡票、受診者一覧表、特定保健指導対象者一覧、要医療対象者一覧、がん検診結果通知表・がん検診受診者一覧表・がん検診精密検査依頼表、精密検査対象者結果一覧、受診結果の電子データを作成し、太子町に提出すること。（電子データについては、太子町健康管理システムへの取り込みができるように調整すること）
- ②特定健診データについて、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを作成し、作成したデータを格納したファイルをそれぞれの事務代行機関へ提出すること。
- ③がん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目及び精度管理基礎調査などに記載できる内容で結果・集計・報告すること。
- ④その他の健診結果の作成
 - ・太子町が指定する様式等により、健診結果通知票を作成・集計・報告すること。
 - ・受診結果通知に関して、当該受診者が健診結果を経年管理に資する形式で通知できることに調整すること。

11 費用請求

- ①特定健康診査等終了後、特定健康診査受診券の券面に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（請求額）を、太子町が委託する大阪府国民健康保険団体連合会に請求すること。
- ②厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを電子情報処理組織により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（CD-R等）をすみやかに提出すること。
- ③その他の健診及びがん検診については太子町に請求すること。

12 健診結果通知の作成

太子町が指定する様式等により、健診結果通知票を作成する。

13 受診者に対する健診結果の通知及び情報提供

健診が終了した時は、厚生労働省令第157号第3条また令和5年11月16日付け厚生労働省健康局長通知及び保健局長通知「令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施機関等により作成された記録の取り扱い」に基づき、健診結果の見

方に加えて、受診者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるため、受診者に対して速やかに健診結果の通知及び情報提供を行うこと。

14 健診データの処理及び健診データの保管管理

健診データについて、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成したデータを格納したファイルを太子町が委託する事務代行機関へ提出する。

15 個人情報の取り扱いについての注意事項

- ①受診者の健診結果等が適切に保存・管理されていること。
- ②正当な理由がなく、その業務上知り得た健診受診者の情報を漏らしてはならない。
- ③個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づく厚生労働省分野における個人情報の適切な取り扱いガイドライン等（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成29年4月14日厚生労働省全改正）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成29年4月14日厚生労働省）、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成29年4月14日厚生労働省）及び各種ガイドラインを厳守すること。また個人情報保護法等関係法令に基づく別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ④健診結果の保存については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」（平成17年3月厚生労働省平成29年5月30日改正）を遵守すること。

16 苦情等の対応

受診者からの苦情及び健診受診中の事故が発生した場合は、速やかに報告すると共に、苦情又は事故内容、苦情・事故再発防止策について記録を作成し提出すること。

17 その他の業務

- ①集団健康診査業務の打ち合わせ等に参加依頼があった場合は、出席すること。
- ②依頼があった場合は、指定する様式により、報告書を作成し提出すること。
- ③詳細な事項及び変更が必要な事項については、隨時協議すること。

18 特記事項

- ①1日あたりの実施人数

○特定健康診査及び若年者健康診査、基本健康診査

(後期高齢者健康診査及び社会保険被保険者等の特定健康診査を含む) 120人

○追加項目健診 (心電図・貧血・腎機能検査含む)	120人
○眼底検査	10人
○肝炎ウイルス検査	15人
○結核・肺がん検診	120人
○喀痰検診	5人
○大腸がん検診	120人
○胃がん検診	40人
○乳がん検診	40人

上記健診に必要なスタッフは集団健診委託業者が配置すること。

②すべての結果のデータ出力に対して、太子町が指定する様式により作成し提出すること。

③健診当日、太子町在住の社会保険者の特定健康診査に対する受診資格の確認および健診自己負担金の徴収など受付業務に係ること、及び社会保険支払基金に対する請求や報告はすべて集団健診委託業者が行うこと。

④その他事業実施にあたり、適宜調整の機会を設けること。また、調整した結果は双方の取り違ひがないように書面を提出し、確認すること。なお、新たに必要となった事項については協議に応じること。

【 契約に際して精度管理のチェック項目 】

○胃がん健診について

撮影技師	健診業務 技師人数	(再掲) 認定技師人数	提出物
人数			胃がん検診専門技師資格者を 証明するもの
読影医師	読影医師人数	(再掲) 認定医師人数	提出物
人数			認定医師を証明するもの
運営委員会との接地の有無		有・無	

○乳がん検診について

撮影機器	日本乳がん検診精度管理 中央機構の施設評価	撮影技師	読影医師
評価結果	A・B・C・D	A・B・C・D	A・B・C・D
読影医師	読影医師	(再掲) 認定医師	提出物
人数			認定医師を証明す るもの

○肺がん検診について

撮影機器	種類 (直接・間接・DR)	フィルムサイズ	定格出力
内容			
読影	読影医師の専門医の有無	比較読影の方法	件数
	・呼吸器科専門医	・読影委員会	
	・放射線科専門医	・それぞれに読影	
		・指導的立場が読影	